

○箱根町の競争入札に参加することができる者の資格等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めがあるものを除き、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5第1項及び政令第167条の11第2項の規定に基づき、箱根町の競争入札に参加することができる者の資格、資格認定の手続き及び方法、その他必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この要綱は、次の契約について適用する。

- (1) 工事の請負
- (2) 製造の請負
- (3) 財産の買入れ
- (4) 物件の借入れ
- (5) 調査、測量又は設計の委託
- (6) 前各号以外のもの

(入札に参加することができる者)

第3条 前条に規定する契約に係る競争入札に参加することができる者は、次のいずれかに該当する者以外の者で、同条に規定する契約の種類(工事の請負については、土木工事、建築工事、電気工事、舗装工事、管工事、水道施設工事又はその他の工事の区分)ごとに当該種類の契約に係る競争入札に参加する資格(以下「入札参加資格」という。)を有することについて、次条の規定による町長の認定を受けた者及びその者の営業を継承したと認められる者とする。

- (1) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者
- (2) 同種の営業を引き続き1年以上営んでいない者
- (3) 営業に関し許可、認可等を受けていることとされている場合に当該許可、認可等を受けていない者
- (4) 国税、県税及び町税を滞納している者

(入札参加者の資格の認定)

第4条 第2条各号に掲げる契約に係る入札参加資格の認定は、その種類(工事の請負については、土木工事、建築工事、電気工事、舗装工事、管工事、水道施設工事又はその他の工事の区分)ごとに、次の事項について審査した結果を総合的に勘案して行うものとする。

- (1) 第2条第1号の契約に係るものについては、建設業法(昭和24年法律第100号)に定める経営事項審査の結果によるものとする。この場合において、土木工事、建築工事、電気工事、舗装工事、管工事及び水道施設工事の請負を業とする者については、等級区分表(別

表第1)に定める等級にそれぞれ区分して行うものとする。

(2) 第2条第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号の契約に係るものについては、審査基準表(別表第2)によるものとする。

2 土木工事、建築工事、電気工事、舗装工事、管工事及び水道施設工事の請負については、前条の規定による入札参加資格を有する者であっても等級区分表に定める工事の区分に応じ、その者の属する等級の金額に係る工事について入札参加資格を有するものとする。

3 前項の規定は、災害復旧及び維持管理等に必要な諸工事のため緊急又は短期間に完成する必要がある工事、特定の機械又は技術を必要とする工事、その他町長が特に必要と認める工事については適用しない。

(資格認定の時期及び有効期間)

第5条 入札参加資格の認定の時期及びその有効期間は、次の表のとおりとする。

認定の時期	有効期間
隔年3月	認定の日の属する年の4月1日から翌々年の3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、町長は、必要があると認めるときは、入札参加資格の認定を随時に行うことができる。この場合において、当該認定に係る入札参加資格の有効期間は、次条第1項の規定により申請をした日の属する月の翌々月の初日から(町長が別に定める日までに申請をした場合にあつては、当該申請をした日の属する月の翌月の初日から)前項に規定する有効期間の残存期間の末日までとする。

3 前項の別に定める日については、その都度告示する。

(資格認定の書類提出)

第6条 第4条第1項の規定による入札参加資格の認定を受けようとする者は競争入札参加資格申請書(以下「申請書」という。)を町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には次の書類を添付しなければならない。ただし、町長が認めた場合は、添付書類の一部を省略することができる。

共通事項		
業種	添付書類	備考
工事の請負	(1) 当該営業に関し、許可、認可、登録等を受けることとされている場合は、当該許可、認可、登録等を受けていることを証する書類	
	(2) 当該営業を行っていることを明らかにする書類(申請者が法人である場合にあつては、商業登記の登記簿謄本)	
	(3) 経営事項審査表	

	(4) 経営規模等総括表	
	(5) 工事施工金額調書	
	(6) 工事経歴書	
	(7) 技術者経歴書	
	(8) 中小企業退職金共済事業団又は建設業退職金共済組合加入証明書	加入している場合
	(9) 建設業労働災害防止協会加入証明書	加入している場合
	(10) 国税、県税に関する納税証明書	
	(11) (1)から(10)までに掲げるもののほか、町長が必要と認める書類	
建設コンサル タント及 び一般委託	(1) 当該営業に関し、許可、認可、登録等を受けることとされている場合は、当該許可、認可、登録等を受けていることを証する書類	
	(2) 当該営業を行っていることを明らかにする書類(申請者が法人である場合にあつては、商業登記の登記簿謄本)	
	(3) 経営規模等総括表	
	(4) 業務経歴書	
	(5) 技術者経歴書	
	(6) 中小企業退職金共済事業団加入証明書	加入している場合
	(7) 国税、県税に関する納税証明書	
	(8) (1)から(7)までに掲げるもののほか、町長が必要と認める書類	
製造の請 負、物件の 買入れ及び 借入れ他	(1) 経営規模等総括表	
	(2) 営業経歴書	
	(3) 国税、県税に関する納税証明書	
	(4) (1)及び(3)に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類	
固有事項		
各業種共通	(1) 町内に事業所を有する者は、町税に関する納税証明書	
	(2) 代理委任する場合は委任状	

3 申請書の受付場所は次のとおりとする。

- (1) 共通事項 神奈川県指定する場所
- (2) 固有事項 箱根町総務部財務課

4 申請書の受付時期、その他書類の受付に関し必要な事項はその都度告示する。

(審査委員会)

第7条 前条第1項の規定により、書類を提出した者に対する入札参加資格については、契約の種類ごとに審査を行うため、競争入札参加資格認定審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設ける。

2 審査委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、総務部長がこれにあたる。

4 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

5 委員長に事故があるときは、委員長の指名した者がその職務を代理する。

6 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

委員 企画観光部長、福祉部長、環境整備部長、教育次長、消防長

7 審査委員会は、委員長が招集し開催する。

8 審査委員会の事務は、財務課が行う。

(入札参加資格者名簿への登載)

第8条 町長は、入札参加資格の認定をした者については、その商号氏名又は名称及び住所その他を一般競争入札参加者名簿及び指名競争入札参加者名簿に登載するものとする。

(届出)

第9条 入札参加資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかにその旨を町長に届け出なければならない。

(1) 住所又は氏名若しくは代表者の氏名に変更があったとき。

(2) 業務を休止し、又は廃止したとき。

(共同請負についての特例)

第10条 2人以上の者が共同して工事の請負をするために入札参加資格の認定を受けようとする場合におけるこの要綱の適用については前各条の規定にかかわらず、町長が別に定めるところによる。

附 則

この要綱は、昭和58年1月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年11月8日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に効力を有する入札参加資格の認定の有効期間は平成17年9月30日までとする。
- 3 この要綱の施行の日から平成19年2月28日までの間における入札参加資格の認定に係る第5条の適用については、同条の表認定の時期欄中「初年度3月」とあるのは「平成17年9月」と、「次年度3月」とあるのは「平成18年3月」とし、同表有効期間の欄中「認定の日の属する年の4月1日から翌々年の3月31日まで」とあるのは「平成17年10月1日から平成19年3月31日まで」とする。

附 則

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

等級区分表

契約の種類ごとの金額に応ずる等級区分表

工種 等級	土木工事 (万円)	建築工事 (万円)	電気工事 (万円)	舗装工事 (万円)	管工事 (万円)	水道施設工事 (万円)
A	10,000以上	30,000以上	5,000以上	10,000以上	8,000以上	10,000以上
B	3,000以上	3,000以上	1,000以上	3,000以上	2,000以上	3,000以上
	15,000未満	50,000未満	7,000未満	15,000未満	10,000未満	15,000未満
C	1,000以上	1,000以上	2,000未満	1,000以上	1,000以上	1,000以上
	5,000未満	8,000未満		5,000未満	3,000未満	5,000未満
D	300以上	300以上	—	300以上	200以上	300以上
	3,000未満	3,000未満		3,000未満	2,000未満	3,000未満
E	1,000未満	1,000未満	—	1,000未満	500未満	1,000未満

上記工事の種類以外は、等級区分を行わない。

別表第2(第4条関係)

審査基準表

審査項目は次の4項目とする。

1 販売高又は受託高

審査基準日直前2ヶ年の各事業年度内販売高又は受託高の平均

2 自己資本額

審査基準日直前決算における自己資本額(法人の場合は資本金、準備金、積立金の合計)

額、個人の場合は次年度繰越資本金)

3 職員数

4 営業年数